

富山県企業立地助成制度の概要

～ 企業立地を強力にサポート ～

(R5.4 現在)

1. 工場の新・増設に対する助成

・ 1工場敷地あたりの通算限度額
最大 50 億円*7

生産部門に加えて、総務・企画部門等に従事する方も対象(R1.6～)

投下固定資産額及び新規雇用者数の要件を大幅に緩和(R4.4～)

- ・ 投下固定資産額 新規立地 5 億円以上、増設 15 億円以上 → いずれも 5 億円以上
- ・ 新規雇用者数 新規立地 20 人以上、増設 30 人以上 → いずれも 10 人以上

対象業種	助成対象	交付要件（投下固定資産額*、新規雇用* ² ）	助成率* ⁴	限度額 （県1/2、市町1/2）
製造業	・ 土地 ・ 建物 ・ 設備 （設備のみの取得を除く）	【新規立地・増設】 5 億円以上 かつ 10 人以上 新規立地…土地取得（賃借）後 3 年以内に操業開始 増設…工事着手後 1 年以内に操業開始	投資経費* ³ の 10%	2 億円
		上記を満たし、かつ 50 億円以上 または 60 人以上		5 億円* ⁵
		【新規立地・増設】 100 億円以上 かつ 100 人以上		30 億円* ⁶
事務所、福利厚生施設、受変電施設、融雪装置等も対象(R2.4～)				

サプライチェーン再構築・県内回帰支援特別枠

サプライチェーンを見直し、海外の生産拠点の県内回帰を行うための工場等の新・増設で一定の要件を満たす場合、投資額要件を 1/2（2.5 億円以上）に緩和

- * 1：事業の用に供するために必要な固定資産及びコンピュータ等の取得価額の合計額。
- * 2：新規雇用は、正規職員の増加分（福利厚生業務従事者を除く）とし、県外の工場等からの転入者も含む。
- * 3：土地、建物及び設備の取得に要する経費（車両及び運搬具、工具、器具、備品等を除く）。
- * 4：投資経費が 100 億円を超える部分については、助成率 2%（製造業以外 1%）を適用。
- * 5：知事が特に認める場合に適用。
- * 6：大規模で産業構造の高度化に資すると知事が特に認めるもの。
- * 7：投下固定資産額 100 億円以上かつ 100 人以上等に係る助成金の交付を受けた場合。

2. 研究所の新・増設、研究者等の雇用に対する助成

① 民間研究所の新・増設への助成

（助成額＝対象経費×助成率）

* 知事が特に必要と認めた場合。

対象業種	助成対象	交付要件（投下固定資産額、研究者の新規雇用）	助成率	限度額 （県 10/10）
自然科学研究所 （試験、開発研究等）	・ 土地 ・ 建物 ・ 設備 等	【新規立地・増設】 投資額 1 億円以上かつ 研究者 10～29 人	対象経費の 15%	1.5 億円
		【新規立地・増設】 同上かつ研究者 30 人以上	対象経費の 20%	2 億円
		【新規立地・増設】 同上かつ研究者 60 人以上		5 億円*

「成長産業 3 分野（高機能素材、デジタルものづくり、ライフサイエンス）」に該当し、特定業務施設整備計画を作成して知事の認定を受けた場合、雇用要件を上記の 1/2 に緩和（投資要件、助成率及び限度額は同じ。）

② 研究者等の雇用に対する助成

（助成額＝研究者・デザイナー雇用数×助成額）

対象業種	交付要件（投下固定資産額、研究者等の新規雇用）	助成額	限度額 （県 10/10）
・ 自然科学研究所の研究者 ・ デザイン業のデザイナー	【新規立地・増設】 3 千万円以上かつ 10 人以上	50 万円/人	1 億円

3. 事業所の取得等に対する助成

① 事業所の取得に対する助成

投下固定資産額及び新規雇用者数の要件を大幅に緩和(R3.4~)

対象業種	助成対象	交付要件（投下固定資産額* ¹ 、新規雇用* ² ）	助成率* ⁴	限度額 (県1/2、市町1/2)
ソフトウェア業 情報処理・提供 サービス業 等	・土地 ・建物 ・設備 (設備のみの 取得を除く)	【新規立地・増設】5千万円以上 かつ 10人以上	投資経費* ³ の 5%	1億円
		上記を満たし、かつ50億円以上 または 60人以上		2.5億円* ⁵
		【新規立地・増設】100億円以上 かつ 100人以上		15億円* ⁶
デザイン業		【新規立地・増設】5千万円以上 かつ 5人以上		1億円

② 事業所の賃借等に対する助成（IT・オフィス系企業立地助成金(R4.4~））

対象業種	助成対象	交付要件（新規雇用* ² ）	助成率 助成額	助成期間	限度額 (県10/10)
ソフトウェア業 情報処理・提供 サービス業 等	オフィス賃借料	10人以上	50%	3年間 (特認6年間* ⁸)	1,200万円 ／年
	回線使用料	<本社機能* ⁷ 移転の場合> 5人以上 (中小企業1人以上)			50万円 ／人
	新規雇用者			3年間 (特認6年間* ⁹)	

- *1：事業の用に供するために必要な固定資産及びコンピュータ等の取得価額の合計額。
- *2：新規雇用は、正規職員の増加分（福利厚生業務従事者を除く）とし、県外の事業所等からの転入者も含む。
- *3：土地、建物及び設備の取得に要する経費（車両及び運搬具、工具、器具、備品等を除く）。
- *4：投資経費が100億円を超える部分については、助成率1%を適用。
- *5：知事が特に認める場合に適用。
- *6：大規模で産業構造の高度化に資すると知事が特に認めるもの。
- *7：「調査及び企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「情報サービス事業部門（ソフトウェア開発含む）」、「その他管理業務部門」のいずれか。
- *8：新規雇用60人以上かつ市町村からも助成を受ける場合。
- *9：操業開始後3年以内に「とやま女性活躍企業」の認定を受け、かつ、新規雇用者に占める女性の割合が4割以上の場合

4. 本社機能の県外からの移転に対する助成（とやまホンシャ引越し応援特別枠）

助成対象経費に新たに事業所移転費、従業員転居費、社員寮設置費を追加(R3.4~)

助成対象	交付要件（投下固定資産額、新規雇用）	助成率	限度額 (県1/2、市町1/2)
・土地 ・建物 ・設備 ・事業所移転費* ¹ ・従業員転居費* ² ・社員寮設置費* ³	5千万円以上 かつ 5人以上(中小企業は1人以上)* ⁴	投資経費の 10% (事業所移転費、 従業員転居費は 50%)	5億円
	100億円以上 かつ 60人以上		30億円* ⁵

- *1：機械・器具、備品等の移転に伴う運送・設置費（県外事業所における取り外し費用を含む。）その他これらに準ずる経費。
- *2：県外から従業員及びその同居家族が転居（本社機能施設等が所在する市町村への転居に限る。）する際の荷造運搬費、転入旅費その他これらに準ずる社会通念上常識的な範囲の費用で、企業が負担するもの。
- *3：県外から転居する従業員を居住させるため新たに取得（本社機能施設等が所在する市町村での取得に限る。）したもの。
- *4：雇用は業務開始後1年以内。ただし、特定業務施設整備計画を作成して知事の認定を受けた場合は、その計画期間内。
- *5：知事が特に必要と認めた場合。